

情報公開規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 EPO（以下、この法人）が、特定非営利活動促進法第 28 条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

（この法人の責務）

第 2 条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、合わせて、情報公開を行う場合であっても個人に関する情報がその目的を超えて公開されないよう留意しなければならない。

（情報公開の方法）

第 3 条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

（書類の事務所備え置き）

第 4 条 この法人は、第 1 条に述べた法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

（事務所備え置きの書類）

第 5 条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第 28 条に掲げるものと、休眠預金活用事業にかかわる、理事会・総会の議事録とし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表 1 中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報とは公開対象から除外する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第 6 条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第 7 条 閲覧希望者から書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧(謄写)のために必要な事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、提出を受領した日より 30 日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長がこれを定める。

(管 理)

第 9 条 この法人の情報公開に関する事務は事務局が管理する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 30 日より施行する。